

令和6年度福生市廃棄物減量等推進審議会記録（概要）

- 日 時 令和6年10月1日（火）午後2時00分から午後3時30分まで
- 場 所 福生市役所第二棟4階 議会会議室
- 出席者 撰梅会長、小林委員、高木委員
小高委員、平瀬委員、栗原委員 計6名
- 事務局 田村生活環境部長、葉袋ごみ減量対策課長
山岡ごみ減量対策係長、木村リサイクルセンター係長
石井ごみ減量対策係主任 計5名

1 開会

葉袋ごみ減量対策課長

2 生活環境部長挨拶

田村生活環境部長

3 会長挨拶

撰梅会長

4 職員紹介

10月異動の職員を紹介

5 報告

（1）令和5年度ごみ処理実績の報告について

塵芥収集及び持込実績について、ごみ・資源の合計は14,247tで、前年度より555t、3.7%減となっている。すべてのごみ・資源において前年度よりも減少となっている。

再生利用状況について、可燃系及び不燃系資源ともに、製品プラスチックを除くすべての品目において収集量が減少している。可燃系は全体で98t、5.2%減少し、不燃系は全体で105t、5.8%減となっている。合計では、203t、5.5%減となっている。

不燃系資源は品目によって増減が異なっている。最も増減率が大きいのは製品プラスチックで 22 t、37.9%増となっており、次いで増減率が大きいのは小型家電で 12 t、22.6%減となっている。

ごみ・資源の量は、令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症となったことで、外出や外食をする機会が増えて、家庭から出るごみ・資源の量が減少したものと考えている。

また、コロナ禍以前から人口減少に伴いごみ・資源の量は減少傾向となっており、コロナ禍においては一時的に増加に転じたこともあったが、影響が落ち着くにつれて、従来どおり減少傾向となってきた。

なお、一人当たり年間ごみ・資源量も年々減少していることから、ごみ減量の意識についても浸透していることが伺える。

(2) その他

ア ごみ総合受付センターについて

これまで、内容によって分かれていた連絡先の一本化や粗大ごみ等のインターネット申込み及びオンライン決済の導入により、市民の利便性が向上した。

粗大ごみの申込みのうち、インターネットによる申込みは約 41%で、このうち約 75%がオンライン決済を利用している。(4～9月の実績)

イ ごみ・リサイクルカレンダーについて

これまで、毎年度作成していたごみ・リサイクルカレンダーを 2 年毎の発行にしたことで、作成費及び配布費を合わせて約 330 万円の経費削減となった。

また、広告を掲載したことで新たに 97 万円の歳入を確保できた。

ウ リサイクル品販売について

これまで、水・日の週 2 日実施していたリサイクル品販売を週 7 日の毎日に拡充するとともに、ジモティーによりリサイクル品を閲覧できるようにしたことで、4～9月の 6 か月間で昨年度の 1 年分の重量を販売した。これによりごみの減量が図られている。

6 議題

(1) リサイクル施設の一元化について

リサイクルセンターは稼働開始から 27 年が経過し、老朽化が進んでいる。保全を継続しながら令和 15 年までは施設の延命を図る計画だが、施設の修繕に多額の費用がかかっている。また、今後も人口減少が見込まれる中、福生市単独での建替え、維持は費用面や効率面から望ましくないと考えている。そこで、西多

摩衛生組合のように青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町の3市1町で新たなリサイクルセンターを設置し、施設の一元化及び共同運営の可能性について検討を開始した。

(委員)

リサイクル施設を一元化する場合、新たな一部事務組合を作ることなのか？また、具体的な時期は決まっているのか？

(事務局)

一部事務組合である西多摩衛生組合の構成市町合同での設置・運営をした場合の効果等を検証するなどしていこうと3市1町で検討を開始した段階であり、時期や内容については決まっていないので、ご意見等があれば伺いたい。

なお、計画においては、西多摩衛生組合は令和20年度まで、福生市リサイクルセンターは令和15年度まで稼働できるよう改修等を行っている。

(2) 指定収集袋の統一化等について

青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町の3市1町で廃棄物指定収集袋の統一化等を検討している。これが実現すれば、住民の利便性向上及び負担軽減、製造コストの低減、課題解決の円滑化につながる。具体的には、区域内の取扱店であればどこでも指定収集袋を購入できるようになること、区域内での転入出であれば継続して指定収集袋を使用することができるようになること、スケールメリットにより指定収集袋の製造コスト低減が見込まれるとともに、環境対応等に費用をかけやすくなる。

また、可燃・不燃ごみの指定収集袋共通化及びユニバーサルデザインの導入も併せて検討している。これまでは、可燃ごみは青色、不燃ごみは黄色の袋と2種類に分かれていたが、これを1種類（大きさは現在と同様）とし、可燃ごみの日には可燃ごみを入れて、不燃ごみの日には不燃ごみを入れて出せるようにするものである。共通化による市民のメリットとしては、使用頻度の少ない不燃袋を購入する必要がなくなること、色の判別が困難な方や外国人の方でも迷わずに指定収集袋を購入できるようになることが挙げられる。販売店のメリットとしては、在庫管理が容易になることや販売スペースを縮小できるということが挙げられる。市のメリットとしては、製造コストの低減を見込めることや管理等の簡素化により事務の効率化が図られることが挙げられる。

一方で、可燃・不燃ごみの指定収集袋共通化によるデメリットも2つ挙げられる。一つ目は、ごみの分別が曖昧になる可能性があることである。ただし、始めのうちは多少分別が曖昧になる可能性はあるかもしれないが、分別の周知徹底及び警告シールによる対応である程度解決されるものと考えている。また、市民の多くは分別意識の定着が図られている。二つ目は、集合住宅において可燃ごみか不燃ごみかを見分けるのが難しくなることである。これは、ごみの重さや外見

上からごみの種類が判別可能であると考えている。いずれも、すでに指定収集袋の共通化をしている3市からの聞き取りにより状況を確認したものである。

次に、指定収集袋の統一化に合わせて、プラスチックごみの一括収集・有料化の検討も行っている。容器包装プラスチック、硬質プラスチック、プラスチックボトル、軟性プラスチックを一括収集することにより住民の利便性向上が図られるとともに、収集の効率化が図られる。硬質プラスチックとプラスチックボトルは2週に1回の収集であるが、週1回収集している容器包装プラスチックの日に一括して収集することで利便性が向上する。また、軽い容器包装プラスチックに重さのある硬質プラスチック等が加わることで、風に飛ばされづらくなるというメリットもある。他にも、現在可燃ごみで収集している軟質プラスチックを焼却から資源化に回すことができる。

そして、有料化についてである。プラスチックを減らす努力をしている人がいる一方、プラスチックを減らす努力をせずたくさん排出する人もいると思う。これをいずれも同様に税金で負担をしているのが現状であるので、受益者負担やプラスチックの削減という観点から、プラスチックの有料化を検討している。26市では既に18市が有料化している。プラスチックを有料化した場合は、可燃、不燃、プラスチックの共通袋としたい。

指定収集袋のデザインや材質についても検討を行っている。デザインに関しては指定収集袋をエコバックの代用として使用してもらえらるようなものを目指している。ごみ袋っぽくないデザインにすることで、ごみ袋に食品等を入れることに対する心理的抵抗感を軽減できるものと考えている。また、指定収集袋の材質を従来の高密度から低密度に変えることで、より破れにくい指定収集袋にできると考えている。この他、バイオマスプラスチックや再生プラスチックを含有させるなど、環境対応も図っていきたい。

(委員)

プラスチックの有料化を行っている18市において、有料化に踏み切った際の住民の反応はどのようなものであったか？

(事務局)

すべての市に確認したわけではないが、有料化については負担が増えるというところで否定的な意見もあれば、プラスチック削減や受益者負担の観点から肯定的な意見もあると聞いている。

(委員)

3市1町で既にプラスチックを有料化している自治体はあるか？

(事務局)

青梅市が容器包装プラスチックを有料化している。

(委員)

有料化となればプラスチックの減量化が見込めると思う。受益者負担についても一定の理解はできる。

(委員)

指定収集袋の統一化にデメリットはほとんどないと考える。ただし、可燃・不燃袋の共通化は事務局がデメリットとして挙げているとおり、集合住宅でのごみ収集がスムーズに行われるか心配である。共通化をするのであれば、十分に周知を徹底した上で行う必要があると思う。指定収集袋の統一化・共通化の方向性自体は良いと思う。

(委員)

指定収集袋の値段を上げる予定はあるのか？上げる予定がある場合、いつ頃の予定か？

(事務局)

廃棄物処理手数料の見直しは検討している。内容については、次の議題で説明する。

(3) 廃棄物処理手数料の見直しについて

多摩地区の自治体別の廃棄物処理手数料を研究していたところ、廃棄物処理手数料とごみ量に反比例の関係があることがわかった。例えば、指定収集袋1枚の値段が高い自治体は1人1日当たりごみ量が少ない傾向にあるということ。

200の指定収集袋1枚当たり40円の自治体は、1人1日当たりごみ量の平均が623gであるのに対し、30円の自治体は744gとなっている。廃棄物処理手数料が無料の自治体は特に傾向が顕著であり1,047gとなっている。このことから、廃棄物処理手数料を見直すことで更なるごみ減量に繋がるものと考えられる。

(委員)

現在の廃棄物処理手数料は20年ほど見直しされていない。もちろん市民の負担が増えない方がいいとは思いますが、見直しによりごみ量が減るなら、近年の情勢を考えると見直しの時期がきたものと考えられる。

(4) 資源回収実施団体報償金制度の見直しについて

資源回収実施団体報償金制度は昭和55年度から開始された。当時とはごみの収集体制や分別意識、資源化意識が大きく変化している。現在は、ごみの有料化も影響し分別意識が定着してきており、資源物については戸別収集により収集されている。このような状況から、資源回収実施団体に資源回収を実施してもらう意味合いが薄れてきている。また、資源回収実施団体の中には事業系の資源物を含めて回収しているという話も聞きますし、1団体で市内の一般家庭から集めるのは到底困難なくらいの量の資源物を回収していたり、報償金の高い品目ばかりを回収して多額の報償金の交付を受けているような事案があったりと、資源回収の趣旨から乖離してしまっている状況もある。そこで、資源回収実施団

体報償金制度の見直しを検討している。ただし、資源回収実施団体報償金が町会・自治会の活動資金の一翼を担っているということは承知しているので、単に廃止するのではなく、定期的なポイ捨てごみの収集や行事などにおける美化活動など、地域のためになるような活動を実施した町会・自治会に報償金を交付するような新たな制度にできないかと考えている。委員の意見を伺いたい。

(委員)

資源回収実施団体報償金が町会・自治会活動資金の大きな柱の一つになっている。制度廃止は市が町会・自治会の活動を否定するような動きと捉えられてしまいかねないと心配になる。報償金の高い品目が制度維持の阻害要因になっているのであれば、その品目を報償金制度から除くことや制限を設けるなどして制度維持できないものか検討して欲しい。

(委員)

資源回収であれば、資源を実際に回収するだけではなく、地域のために資源を出すという形で協力をしてくれる人たちがいる。ポイ捨てごみの収集となると実際には人数が集まらないと思う。資源回収が地域のつながりになっており、これがなくなることで地域のつながりがさらに薄れていくのが心配である。問題のある部分だけ対応して制度を継続できないか。

(事務局)

いただいたご意見を考慮して検討する。

(5) ペットボトル水平リサイクルについて

現在、収集したペットボトルは、容器包装リサイクル協会へ搬出され、繊維製品やトレイ製品等にリサイクルされている。

今後は、飲料メーカーと協定を締結し、令和7年度から収集したペットボトルを新たなペットボトルにリサイクルすることを繰り返す水平リサイクルを行っていきたいと考えている。この方法であれば石油由来の材料から新しいペットボトルを作るよりも二酸化炭素の排出量を削減することができ、持続可能な循環型社会の実現に寄与することができる。なお、ペットボトルの収集方法等に変更はなく、市民への影響はない。

(委員)

二酸化炭素の排出量を削減することができるということだが、費用面でも水平リサイクルの方が有利なのか？

(事務局)

飲料メーカーによると、費用面では水平リサイクルを行うより従来の石油由来の材料から新しいペットボトルを作る方が安いとのこと。飲料メーカーとしては企業の社会的責任を果たすという観点から、水平リサイクルを推進しているものである。市の売払収入に大きな変化はない。